

# あいちの印刷

# 5

2013.5  
No.498



八千穂高原レンゲツツジ

## もくじ

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 巻頭言「ちょっと休憩のネタになるといいですね」<br>／副理事長 鈴木 正 .....  | 3  |
| 日印産連 印刷業界の化学物質による<br>健康障害防止対策実態調査結果 .....    | 4  |
| 全印工連・CSR認定制度について<br>CSR認定制度のメリット .....       | 7  |
| 中小企業庁 取引ホットラインを設置 .....                      | 8  |
| 身近な催し物のお知らせ .....                            | 9  |
| CSR取り組み項目チェックリスト .....                       | 10 |
| 「陸上貨物輸送事業における荷役作業の<br>安全対策ガイドライン」策定 .....    | 12 |
| 印刷インキ工業連合会・製品安全専門委員会<br>安全データシートの簡単な見方 ..... | 13 |
| 平成23年製造業統計速報／事務局だより .....                    | 14 |

## 巻頭言

# 「ちょっと休憩のネタになるといいですね」

副理事長 鈴木 正

本来、このような紙面に書くような経済情勢、業界情報などは読まれている皆様の方が詳しいと存じますので、今回は私の趣味、囲碁・麻雀・野球観戦からネタを書いてみます。ファーストは一塁手、セカンドは二塁手と呼びますが、ショートストップを遊撃手と呼ぶのは、ベースボールを野球と訳した中馬庚氏が、戦況によって移動する遊撃隊のようだから遊撃手としたそうです。サウスポーは、ホームベースが北西にくるように作られていて、左ピッチャーの手が南からボールを投げてくるからとか。審判をアンパイアと呼ぶのは、テニスや卓球のように審判が移動しないスポーツで、サッカーやボクシングなどでは移動するからレフェリーと呼ぶようです。野球での危険は、「死球」「危険球」「スライディング」がありますね。「死球」デッドボールは、逃げないとボールの判定といいますが、これはアマチュア野球のルールで、プロはストライクゾーン以外で当たると「死球」となります。首から上に当たると「危険球」、これはプロは一発退場ですが、アマは「死球」扱いのようです。

スライディング…一塁への行為は一般的に

はコンマ数秒遅くなるので、駆け抜ける方が優っているといわれています。よく目にするのが、高校野球などで真剣さのあまり投手までがヘッドスライディングをしています。交錯プレーなどで指を骨折したり手首を捻挫したりして、以後のプレーが出来なくなったりしています。野球に限らず球技は経験と予測のスポーツです。冷静な対応が出来ると良いですね。

最後に暗黙の了解…引退試合での投手からは打たない。打者には打たせる。捕手の構えやサインを盗み見てはならない。大差試合では、ノースリーから打つとか、盗塁するとか、セーフティーバントをするとか色々、暗黙の了解があるそうです。

プロ野球、高校野球、草野球などこんな見方をするのも面白いですよ。

さて、もう一つの趣味「囲碁」の言葉に、「岡目八目」という言葉があります。当事者より回りから見ている方が八目分状況が理解出来るという意味です。社会状況も岡目八目の目での確かな判断をして、自社の進むべき道を進んでいきたいものです。

# Axuas

私たちは、地球に優しい商品とサービスの提供を通して、心豊かな社会の実現に貢献します。

次の世代に豊かな地球を残し、  
皆様の幸せに貢献する企業でありたい。



紙・包装・LEDの  
株式会社

# AXUAS

本社所在地 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目25番35号  
総営業本部 TEL:052-220-5511 FAX:052-220-5522  
Home Page <http://www.axuas.jp> E-mail [info@axuas.jp](mailto:info@axuas.jp)



## 印刷業界の化学物質による健康障害防止対策実態調査結果 健康障害予防対策大きく進展

化学物質を利用する事業者72%～48%に減少  
代替製品への完全切替え73%

リスクアセスメントに実施34%

社団法人日本印刷産業連合会（略称：日印産連、足立直樹会長）労働衛生協議会は、印刷業界の化学物質による健康障害防止対策の実態調査を行い、その集計結果を公表した。

日印産連では、平成24年6月に実施した「各事業所内での化学物質の取扱いに関するアンケート」と同様に、同名のアンケート調査を平成25年2月に全会員企業（9,270社）に対し実施した。

その結果、労働安全衛生関連法令（有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質予防規則、がん原性指針）に該当する化学物質を含んだ製品を使用している企業は、前回の72%から今回の48%と24ポイントも減少しており、洗浄剤などの切替え

が進んでいる実態が判明した。

また、遵法措置については、換気装置の設置、作業環境測定の実施などそれぞれの項目についてほぼ倍の実施率に達しており、業界全体として健康障害予防対策が大きく進展し、業界あげての取組みの成果が出始めていることを表す調査結果となった。

労働衛生協議会では、さらに徹底した予防策を推進するため、本アンケート調査結果に基づく課題の抽出と対応策、印刷工場内の作業環境実測調査に基づく具体的改善策、および、より有害性の低い洗浄剤などの推奨方法の取りまとめを行い、業界全体に周知、徹底していく、としている。

### 【各印刷事業所での化学物質の取扱いに関するアンケート集計結果（要旨）】

今回の調査は、日印産連10団体9,270社にアンケートを依頼し、2,030社から回答を得た（回収率22%）。その結果、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、がん原性指針（平成24年健康障害を防止するための指針公示第23号）に該当する化学物質を使用している事業者の労働安全衛生法に基づく措置については、「作業環境測定の実施」で前年の25%に対し54%の実施率（6ヶ月以内の実施予定を含む）であり、「特殊健康診断の実施」は、前年の35%に対し65%の実施率（同）と改善している。同化学物質を使用している事業者は968社（有効回答数の48%）で、前年の1,941社72%に比べ減少している。また、新たに同化学物質を使用しない製品に切替えた事業所も625社31%になった。

#### ■回答があった印刷会社の概要

##### ①回答社の従業員数（前回との比較）

総回答社数2,030社（前回2,688社）、対象総数9,270社に対し回収率22%（前回33%）。

##### ②回答社の業務内容

製版878社（44%）、刷版1011社（51%）、平校校正95社（4%）、オフ枚葉印刷1273社（64%）、オフ輪印刷208社（10%）、デジタル印刷697社（29%）、フォーム印刷169社（9%）、光沢155社（6%）、加工95社（4%）、仕上げ工程1199社（51%）、シール印刷135社（7%）、グラビア印刷154社（8%）、スクリーン印刷98社（5%）、その他126社（6%）。

#### ■質問内容と回答

〔問1〕貴社における洗浄剤、印刷インキ、溶剤、接着剤、塗料、その他液状の使用材料において、次の3つの規則・指針（有機則・特化則・がん原性指針）などに該当する化学物質を含んだ製品を使用していますか？

該当する化学物質を利用する事業者が減少している。使用していると回答した事業場は、前年72%あったのが48%に減少し、代替製品の切替えでは、31%の事業場では代替製品に切替えており、内、完全に切替えて該当する化学物質を使用しなくなった事業者は73%に達している。

〔問2〕問1で、「①規則・指針等に該当する含有率の化学物質を含んだ製品を使用している」または、「②昨年6月以降、規則・指針などに該当しない製品（代替品）に切替え



ている」と回答した企業に対し、それは、次のうちの材料の製品ですか？

洗浄剤54%、印刷インキ11%、溶剤28%、接着剤4%、塗料（表面加工）3%、その他1%。

全体的に、該当する化学物質を含んだ製品を使用している事業所数の割合は減少傾向にある。

〔問3〕問1で、「①規則・指針などに該当する含有率の化学物質を含んだ製品を使用している」と答えた企業に対し、労働安全衛生法などに関わる次の措置を行なっていますか？

昨年の調査に比較して、各項目とも実施率は向上している。化学物質の区分・表示などは実施上の障壁は少ないと思われる、早期な対策実施が必要である。

作業環境測定の実施、局所排気装置などの設置、特殊健康診断の実施は、6ヶ月以内の実施を含めると実施（予定）率はそれぞれ54%、51%、65%になる。保護具（手袋）の使用が92%に達している。その他の項目としては、「MSDSの掲示」、「ウェスなどの管理」、「ゴーグルの使用」などがあつた。

〔問4〕問3の措置のうち、実行にあたって課題があればその内容の番号と理由を記入して下さい。

〈課題とその理由〉(1)

①安全衛生管理組織＝人員不足／何をすれば良いのか分からない。

②作業主任者の選任と掲示＝技能講習の日程が少ない、地元開催を増やしてほしい。

③化学物質の種類・区分等の表示・掲示＝表示方法が分からない／メーカーからの明確な指示などがあれば良い。

④作業環境測定＝目標値がわかりづらい、何をやれば良いのか分からない／費用がかかる／受注産業であり測定計画が立案し難い。

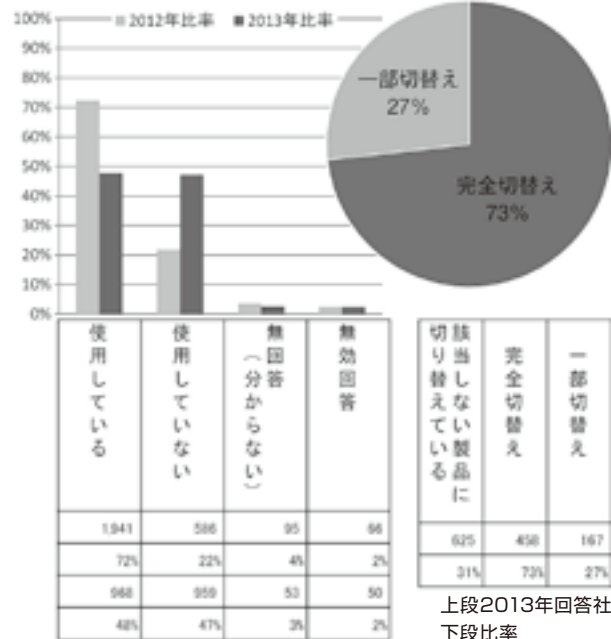
⑤発散源密閉装置、局所排気装置などの設置＝コストが掛かり過ぎる／印刷機の構造上設置が難しい／スペースが取れない、設備面の問題／給排気風量のバランスと品質問題。

〔問4〕問3の措置のうち、実行にあたって課題があればその内容の番号と理由記入。

〈課題とその理由〉(2)

⑥全体換気装置の設置＝印刷品質確保のため、換気は難し

化学物質を含んだ製品を使用しているか？



最上段から下に、  
2012年回答社(合計2688社)、同比率、  
2013年回答社(合計2030社)、同比率

い／全体換気装置の設置基準が分からない／費用がかかる。

⑦特殊健康診断の実施と記録＝費用がかかる／肝機能・代謝検査のタイミングが事前に図れなく、有効性に乏しい。

⑧保護具（手袋）の使用＝（作業によっては）手袋をすると逆に危険／より作業しやすい手袋への切替（作業しにくい）／オペレータ個人の自覚が必要。

⑨保護具（有機ガスマスク）の使用＝作業性悪化のため、使わないことがある（作業性の問題）／適当なものがない／作業への徹底が難しい／フィルターなどの費用がかかる。

〈課題とその理由〉(3)

⑩安全教育の実施＝どのようにすれば良いか分からない／教育者が不足している／資料・教材が不足している／（作業上）全社員を集めての教育は難しい。

⑪その他＝有機則非該当の洗浄剤をテスト中であるが、乾燥性などで問題がある／代替品を提案して欲しい／課題はなく2月中に非該当製品に切替え予定／仕事量が少なく経費を

## 多様化するニーズに応じて

オフセットインキ

**Advant PREMIER**

ニューアドバンプレミア

板墨プロセスインキ

**Fusion G**

フュージョンG

カルトン用UVインキ

**DAI CURE ABILIO**

アビリオ

100%植物油型板墨インキ

**Naturalith100**

ナチュラルリス100

新世代エッジコート

**Presarto**

プレサート

NEW 総水ローラーパッケージ

**DIC水棒ECOパック**

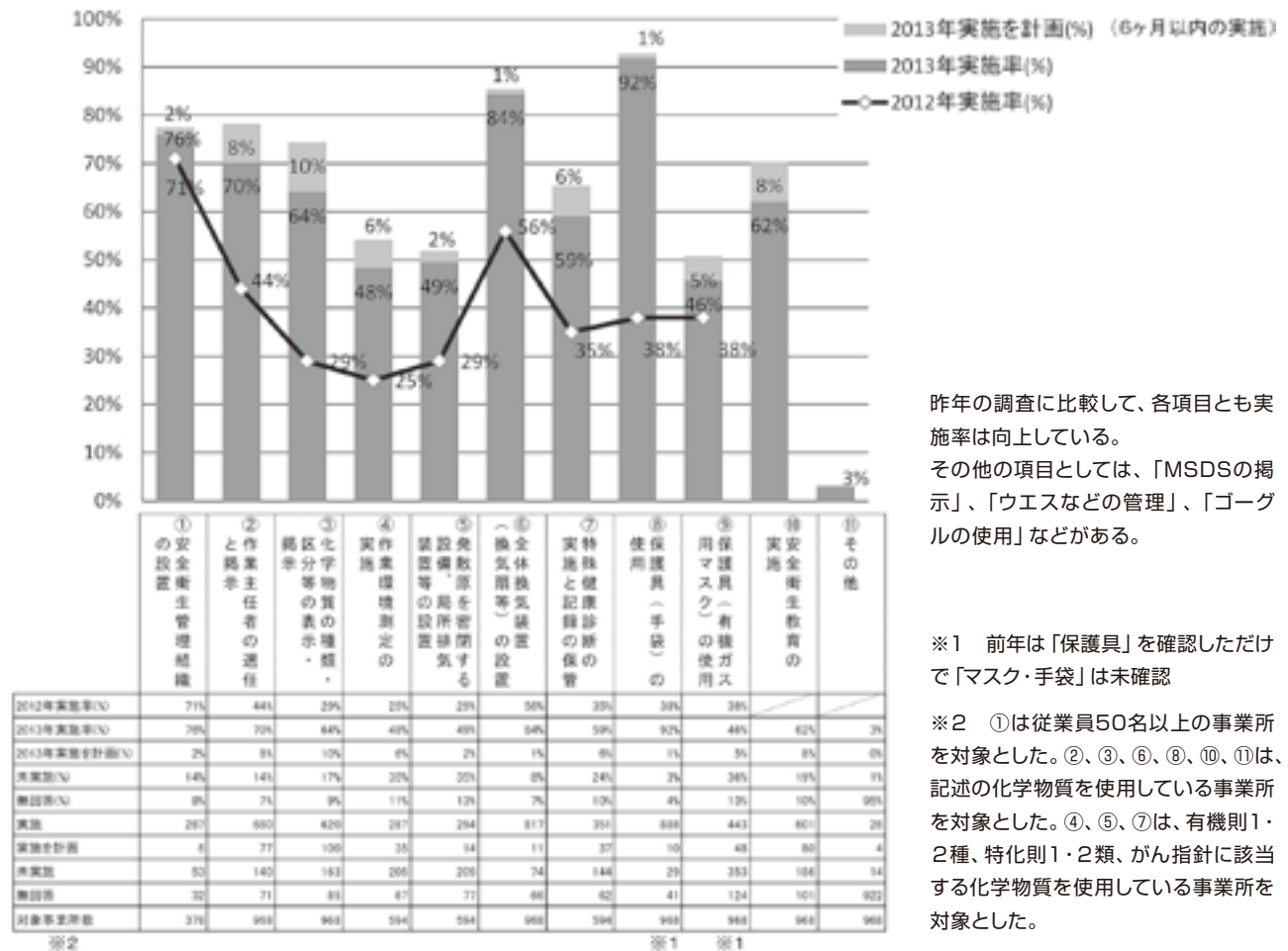
「DIC水棒洗淨用ECO」＋「DIC水棒乾燥用ECO」

**DICグラフィックス株式会社**

■本 社 〒103-8233 東京都中央区日本橋3-7-20 ディーアイシービル

■名古屋支店 〒460-0003 名古屋市中区錦3-7-15

労働安全衛生法などに係わる措置を行なっているか？



昨年の調査に比較して、各項目とも実施率は向上している。  
その他の項目としては、「MSDSの掲示」、「ウエスなどの管理」、「ゴーグルの使用」などがある。

※1 前年は「保護具」を確認しただけで「マスク・手袋」は未確認

※2 ①は従業員50名以上の事業所を対象とした。②、③、⑥、⑧、⑩、⑪は、記述の化学物質を使用している事業所を対象とした。④、⑤、⑦は、有機則1・2種、特化則1・2類、がん指針に該当する化学物質を使用している事業所を対象とした。

かけられない。

〔問5〕パンフレット「印刷事業所における化学物質による健康障害防止対策のポイント」に関して、次の設問にお答え下さい。

①パンフレットは手元に届きましたか？

「はい」19%、「いいえ」12%

②パンフレットは役に立ちましたか？

「大変役立った」10%、「役立った」36%、「参考程度」22%、「役立たなかった」0%

パンフレットの配布は、明確に届いていないと答えたものが12%になった。同内容については、約半数(46%)からは好意的回答を得ており、役立たなかったという意見は、ほとんどなかった。自由コメント欄を見ても、好意的な意見が多い。

〔問6〕今後、連合会が対策を有効に推進するため、以下の設問にお答え下さい。

①関係者からの健康障害防止対策について説明などの要求で困ったことはあるか？

「ない」84%、「ある」1%など。

②SDSの現状について、該当するもの全てに○、あるいはご意見を記入下さい。

「SDSを活用している」55%、「SDSを活用していない」15%、「SDSの見方が分からない」5%など。

各印刷事業者が、外部説明などの要求で困っている様子は伺えない。

③リスクアセスメントを実施していますか？

「実施している」34%、「実施していない」23%、「方法が分からない」7%、「必要性を感じない」7%、「今回はじめて知る」7%など。

リスクアセスメントは約半数が実施していない、分からないなどの状況にある。実施しているのは34%にとどまっている。

④印刷機、装置、洗浄剤メーカーに対しての意見があれば記入下さい。

〈資材メーカーへ〉

SDSの記載内容・書式を統一して欲しい／SDSがどこにあるのか分からない／製品ごとに貼付け、ホームページでの公開などを進めてもらいたい／容易に閲覧できるようにしてもらいたい／有機則非該当洗浄剤の開発／有機則などの非該当品と、該当品で価格が違いすぎる／規則、指針等に該当する資材の撤廃／GP認定製品かどうかをどうすれば分かるのか知りたい／グラビア水性インクの開発／洗浄液を代替品に切替えたが、洗浄能力が低く乾燥が遅い、改良が必要。

〈機械・装置メーカーへ〉

設備の改善、ユニット内の汚れ防止、VOC飛散防止、局所排気装置の開発、オペレータの被曝防止、パウダー削減など／企業の大小に関係なく、より害の少ない製品の情報提供、ホームページでの開示、見学会の開催など／安全な設備の低価格での提供。

## CSR認定制度のメリット

# 「企業のイメージアップと社員の意識向上」

年4回（3、6、9、12月）実施  
8分野における取り組みチェックリスト



ワンスター認定マーク



ツースター認定マーク



スリースター認定マーク

全日本印刷工業組合連合会（島村博之会長）では、今年度の重点事業の一つとして「CSR認定制度」をあげ、4月30日を締め切りとした第1回ワンスター認定の募集を行った。「CSR（企業の社会的責任）自体の重要性は理解できるが、認定制度を設ける意義があるのか」との意見も多いことから、全印工連が作成した「CSR認定Q&A」を基に、基本的な事項を学んでみることにします。Q&Aの後に、CSR取り組みチェックリストを掲載しましたので参考にして下さい。なお、次回募集は6月の予定です。

### ■CSR認定Q&A

Q1／CSRの意味について。

A1／CSRとは、Corporate Social Responsibilityの略、「企業の社会的責任」の意味であり、従業員・顧客などのステークホルダー（利害関係者）のニーズに応える取り組みになる。戦略的にCSRに取り組むことにより競争優位を獲得することができる。

Q2／ステークホルダーの意味。

A2／自社が事業活動を行なうことで、利害に関する影響を受け、それが自社の事業活動に何らかの影響を与える（意思を持って返ってくる）対象のことで、日本語では「利害関係人」と訳されている。意思を持った個人・組織・団体のことをいい、自然や環境といった意思を持

たない対象物は、自社が影響を与えたとしても、ステークホルダーではない。CSR活動の対象となるステークホルダーの代表例として、従業員、顧客などの取引先、製品・サービスのユーザーなどがあげられる。

Q3／CSR認定に取り組むと、どのようなメリットがあるのか。

A3／本制度は、企業の経営マネジメントシステムとしての規格を使用しており、この制度に応募することで、当該規格に合致したステークホルダーの満足を上げるためのCSRの取り組みをすることにより、従業員のCSR意識の向上が図られ、取引先からの信用度が上がる、といった効果が期待できる。当該取り組みを継続的に見直しをしていくことで、実効性のあるリスク管理や事業の継続的な発展が可能となるといった効果が期待される。積極的にCSRに取り組んでいる企業として、企業のイメージアップに成り、社員が会社や仕事に誇りを持つことができ自信になる。

Q4／CSR認定を取得したいがどうしたらいいのか。

A4／全印工連ホームページからワンスター認定応募申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、全印工連事務局当てにFAXで申し込む。後日申請書が送られてくる。

## なぜ、人材派遣はモトヤ？

印刷関連業務のスタッフを  
必要なときに必要な期間だけ  
派遣します。

人材を探している企業と仕事を探している人材の出逢いのサイト

### M-JOB-N@VI

<http://www.m-job-navi.com/>

モトヤ人材派遣部 名古屋 ☎(052)935-5315

モトヤ人材派遣部 大 阪 ☎(06)6261-1941

モトヤ人材派遣部 東 京 ☎(03)3523-8719

それは、印刷関連業務に特化した  
人材派遣・紹介を展開しているのは、モトヤだけだから...

### ■派遣職種■

- コピーライター ●デザイナー ●WEBデザイナー
- DTPオペレーター ●スキャナーオペレーター ●CTPオペレーター
- 印刷オペレーター ●校正 ●印刷進行管理者 など全般

業界で一番お客様思考に立った印刷関連総合商社を目指す

### 株式会社 モトヤ

<http://www.motoya.co.jp/>

名古屋 〒461-0035名古屋市中区黒門町 128 ☎(052)935-5315

大 阪 〒542-0081大阪市中央区南船場 1-10-25 ☎(06)6261-1931

東 京 〒104-0032東京都中央区八丁堀 4-5-5 ☎(03)3523-8711

派遣事業許可番号 般 27-030254/紹介事業許可番号 27-ユ - 030174

横浜・埼玉・千葉・京都・神戸・姫路・福岡



◎中小企業庁

## 取引ホットラインを設置

### 電話での直接相談受付

中小企業庁は、4月1日から中小企業・小規模事業者からのさまざまな取引上の悩みなどに関する相談を、直接電話で受け付ける「中小企業取引ホットライン」を設置した。昨年11月に設置した電子メール受付の「中小企業取引目安箱」に続くもの。

相談者の秘密は厳守される。

消費税率の引き上げを見据えた親事業者による下請事業者に対する買い叩きなどの下請代金法違反行為などについての相談も受け付ける。

▼中小企業取引ホットライン（中小企業庁取引課内）  
TEL03（3501）7061 ※平日9時30分～17時。

Q5／社員の少ない当社でも取り組めるか。

A5／従業員1名の企業でも取り組めるよう配慮した制度となっている。

Q6／認定の申請の従業員数には役員の数を含めるのか。

A6／CSRは全社で取り組むため、役員も含めた全社員数になる。

Q7／工場のための申請はできるのか。

A7／工場のための認定はできません。CSRは全社で取り組む活動であり、事業所や工場単位のための認定は行わず、全社を認定の対象としている。

Q8／申請から認定登録までどのくらいかかるのか。

A8／ワンスター認定であれば、認定登録まで1ヶ月～3ヶ月で取り組める。

Q9／認定は年間で何回ぐらい行なわれるのか。

A9／認定は年4回（3月、6月、9月、12月）実施する予定。

Q10／認定委員会の委員はどんな人か。

A10／官公庁、学識経験者、企業経営者、印刷発注者であるステークホルダーなどを予定。

Q11／認定が決まると、全印工連から認定書の授与が受けられることになるのか。

A11／認定登録後、全印工連より認定書を授与する。

Q12／認定の有効期限はどのくらいか。

A12／認定の日を含む月の翌日から2年間有効となる。引き続き認定を保持するには、更新手続きが必要となる。

Q13／認定費用は。

A13／従業員規模により異なる。詳しくは、全印工連ホームページの認定料金一覧で確認を。

Q14／「CSR取り組みチェックリスト」には、8分野があるが、全分野で該当する項目に○をつけるのか。

A14／全印工連CSR認定には、「コンプライアンス」「環境」「情報セキュリティ」「品質」「雇用・労働安全」、「財務・業績」「社会貢献・地域志向」

「情報開示・コミュニケーション」の8分野を網羅していることが条件となる。コンプライアンスの一部に必須項目があり、それ以外の項目は任意であるので、8分野の中から該当する項目に○印をつけて、各分野での合格ラインに達しているかを確認する。

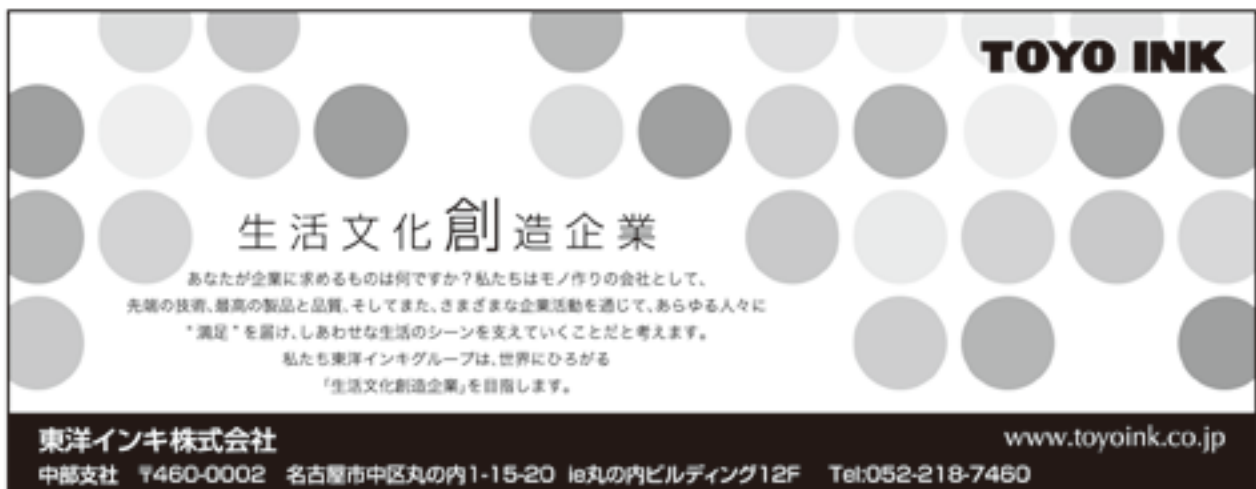
Q15／ISO規格を取得しているが、その場合、例えば、法令遵守をしていることを証明資料として、ISO資料を使用してもよいのか。

A15／既存の規格や取り組みのなかで、網羅されている部分は、その規格及び監査結果などを確認資料として流用してもかまわない。

Q16／社長が個人で取り組んでいる活動は、この制度でいう「取り組み」として認められるのか。

A16／社長が個人で取り組んでいる活動は対象外となる。会社の規模などに係わらず、事業体として取り組んでいるものが、「取り組み」として認定評価の対象となる。

Q17／一度申し込んだ企業が辞退する場合、申請書な



**TOYO INK**

生活文化創造企業

あなたが企業に求めるものは何ですか？私たちはモノ作りの会社として、  
先端の技術、最高の製品と品質、そしてまた、さまざまな企業活動を通じて、あらゆる人々に  
“満足”を届け、しあわせな生活のシーンを支えていくことだと考えます。

私たち東洋インキグループは、世界にひろがる  
「生活文化創造企業」を目指します。

東洋インキ株式会社  
中部支社 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-15-20 le丸の内ビルディング12F Tel:052-218-7460

www.toyoink.co.jp

どが必要か。

A17／申し込み企業の記名・捺印のある辞退届が必要になる。

Q18／認定企業は、全印工連のホームページで広報されるということであるが、どのような情報が掲載されるのか。

A18／認定番号、企業名、所在地、認定日、認定有効期限を掲載し、ホームページを開設している認定企業はリンクを貼ってPRする。

Q19／認定にマークは自由に使えるのか。

A19／認定の有効期間であれば、会社案内や名刺、別途定める規定に従って自由に利用が可能。

Q20／他にCSRの認定を行なっている団体などはあるのか。

A20／団体では全印工連が初めてとなる。自治体では、横浜市が先行して地域貢献企業認定を行っており、横浜では100社を超える企業が認定されている。横浜市の認定制度の設計は、全印工連CSR認定制度審査機関である横浜市立大学CSRが協力している。

Q21／提出した申請書は返却してもらえるのか。

A21／申請書類は返却しません。申請時より一定期間保管したのちに破棄する。

Q22／「健康相談窓口を設置している」とあるが、窓口は社長でもいいのか。

A22／結構。社長でも総務課長でも健康相談できる立場の人であれば窓口とみなす。

Q23／ISOでは、CSRの規格であるISO26000は認証ではなく、自主的な取り組みを促すガイドラインにしているが、全印工連ではCSR認定にした理由は何か。

A23／全印工連では、CSRの取り組みを8分野（A14参照）に絞り、中小印刷業版のCSRの取り組みチェック項目を設けている。そして、その取り組みがきちんと達成され、顧客・従業員などのステークホルダーからみて、社会的にも評価されるのかを第三者機関を通じて判断す

## ●身近な催し物のお知らせ(愛印工組関係)

| 開催日時                        | 事業・行事、場所、備考                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月3日(水)<br>～<br>9月27日(金)    | 事業名 印刷会社の社員研修会<br>ところ メディアージュ愛知 3階 会議室<br>※開催職務又は教科の内容及び実施日程は組合ホームページでご確認ください。 <a href="http://www.ai-in-ko.or.jp">http://www.ai-in-ko.or.jp</a><br>※1講座毎のお申し込みも受付けています。<br>※新入社員向けの内容ですがどなた様でも受付させていただきます。 |
| 5月17日(金)                    | 事業名 平成25年度 通常総代会<br>ところ 名古屋観光ホテル<br>※理事・総代の方はご出席をお願い致します。                                                                                                                                                   |
| 6月21日(金)<br>18:30～<br>20:30 | 事業名 経営セミナー「戦略的CSRのご提案」<br>ところ メディアージュ愛知 3階 会議室<br>参加費:調整中 定員:36名 ※近日中にFAXでご案内致します。                                                                                                                          |
| 7月12日(金)<br>13:00～<br>17:00 | 事業名 Adobeテクニカルセミナー<br>ところ ウィンクあいち 1201会議室<br>参加費:ライセンス購入数の人数まで無料 未購入社は5,000円/1人、定員:90名                                                                                                                      |
| 7月13日(土)<br>10:00～<br>16:30 | 事業名 MUD教育検定 3級<br>ところ ウィンクあいち 1202会議室<br>参加費:組合員13,500円、一般15,000円、学生5,000円<br>申込期日:6月28日(金)                                                                                                                 |

## ●身近な催し物のお知らせ(関連団体)

| 開催日時                | 事業・行事、場所、備考                                                                                                   |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5月25日(土)            | 事業名 日本印刷学会中部支部春季印刷技術新講座<br>実録「職場診断から見る印刷のツボ」②<br>ところ 栄ガスビル 4階 401号<br>参加費:会費7,000円(3名以上の参加費1人につき5,000円)定員:70名 |
| 6月14日(金)<br>～15日(土) | 事業名 中部地区印刷協議会 25年度上期会議<br>ところ オークスカナルパークホテル富山<br>※詳細調整中                                                       |

るためにCSR認定制度を立ち上げた。

ISOでは、CSRは範囲が広すぎて認証化できなかったかもしれないが、全印工連CSR認定制度では、CSRの取り組みの範囲を絞り、基準もシンプルにしつつ、社会的に信用されるように配慮した制度になっている。

### □詳細については

全日本印刷工業組合事業課

〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8 日本印刷会館

TEL03(3552)4571 e-mail / [csr@aj-pla.or.jp](mailto:csr@aj-pla.or.jp)

HP / 全印工連CSR

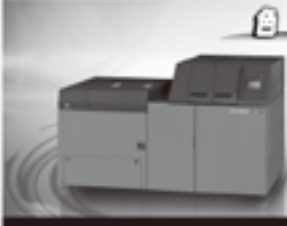


KONICA MINOLTA

コニカミノルタに全てお任せください。

Giving Shape to Ideas

色校正



Digital Konsensus Premium  
Ultimate Edition

デジタル印刷



Folbaird AQUA

環境対応フラット

ケミカルレスCTPシステム



bizhub PRESS C7000

BLUE EARTH



BLUE EARTH

コニカミノルタ ビジネスソリューションズ株式会社 デジタルイメージング事業部 中部営業部 〒460-0008 名古屋市中区栄2-9-15 三井住友海上利信ビル11F TEL. 052-229-4624(代)



# □CSR取り組み項目チェックリスト

## 「コンプライアンス」「環境」「情報セキュリティ」「品質」「雇用・労

| CSR項目      | 有効性評価項目                                         | 取組みの確認<br>(○をつける) | チェックの根拠ないし証拠           | 1スター認定 |      |      | 取組み<br>ポイント数 |
|------------|-------------------------------------------------|-------------------|------------------------|--------|------|------|--------------|
|            |                                                 |                   |                        | 必須条件   | 条件   | ポイント |              |
| 1 コンプライアンス | (1.1) 法令遵守                                      |                   | 法令遵守宣言書(所定様式の原本使用)     | 必須     | 3P以上 | 1    | 1            |
|            | (1.2) 納税している(税金の未納がない)                          |                   | 納税証明書(3の3、3の2)         |        |      |      | 1            |
|            | (1.3) 過去3年以内に法規制などにより行政処分を受けた実績がない              |                   | 宣言書(所定様式の原本使用)         |        |      |      | 1            |
|            | (1.4) 知的財産権などの権利関係を説明する窓口がある                    |                   | 組織図等                   |        |      |      | 1            |
|            | (1.5) 法務に関する窓口がある                               |                   | 組織図等                   |        |      |      | 1            |
|            | 【その他注目すべき取組み】                                   | 1                 |                        |        |      |      | 1            |
| 2 環境       | (2.1) GRI認定を取得している                              |                   | 認定証の写し                 | 任意     | 4P以上 | 1    | 3            |
|            | (2.2) ISO14001を取得している                           |                   | 認定証の写し                 |        |      |      | 2            |
|            | (2.3) 関連の認証や認定(エコアクション21等)を取得している               |                   | 認定証の写し                 |        |      |      | 1            |
|            | (2.4) GRI認定以外の印刷業向けの認証や認定を取得している                |                   | 認定証の写し                 |        |      |      | 1            |
|            | (2.5) 環境配慮製品の製造または販売を推進している                     |                   | 販売、事業実績表など             |        |      |      | 1            |
|            | (2.6) 環境関連の表彰を受けたことがある                          |                   | 表彰状の写し                 |        |      |      | 1            |
|            | (2.7) 環境報告書を出している                               |                   | 環境報告書(Webでも可)          |        |      |      | 1            |
|            | (2.8) 地域の環境活動に参加している                            |                   | 活動記録など                 |        |      |      | 1            |
|            | (2.9) CFP、カーボンオフセットなどに取り組んでいる                   |                   | 記録など                   |        |      |      | 1            |
|            |                                                 | 1                 |                        |        |      |      | 1            |
|            | (2.10) 【その他注目すべき取組み】                            | 2                 |                        |        |      |      | 1            |
|            |                                                 | 3                 |                        |        |      |      | 1            |
| 3 情報セキュリティ | (3.1) Pマーク、ISMS等の認証を取得している                      |                   | 認定証の写し                 | 任意     | 4P以上 | 1    | 2            |
|            | (3.2) 印刷業界独自の情報マネジメント認証を取得している                  |                   | 認定証の写し                 |        |      |      | 1            |
|            | (3.3) 顧客(個人)情報管理が厳密に行われている                      |                   | マニュアル、写真など             |        |      |      | 1            |
|            | (3.4) 厳重な文書管理が見られる                              |                   | マニュアル、写真など             |        |      |      | 1            |
|            | (3.5) コンピュータネットワーク等に関して特別な管理をしている               |                   | マニュアル、写真など             |        |      |      | 1            |
|            | (3.6) 情報セキュリティに関する窓口がある                         |                   | 組織図等                   |        |      |      | 1            |
|            | (3.7) 守秘義務規程、機密保持規定がある                          |                   | 規程                     |        |      |      | 1            |
|            | (3.8) 個人情報保護規程がある                               |                   | 規程                     |        |      |      | 1            |
|            | 【その他注目すべき取組み】                                   | 1                 |                        |        |      |      | 1            |
|            |                                                 | 2                 |                        |        |      |      | 1            |
| 4 品質       | (4.1) 関連の認証や認定を取得している(ISO9001等)                 |                   | 認定証の写し                 | 任意     | 2P以上 | 1    | 2            |
|            | (4.2) 高齢者対応の製品・サービスを行っている                       |                   | 製品、記録、写真など             |        |      |      | 1            |
|            | (4.3) 健康や安全に配慮した製品・サービスを行っている                   |                   | 製品、記録、写真など             |        |      |      | 1            |
|            | (4.4) 障害者対応の製品・サービスを行っている                       |                   | 製品、記録、写真など             |        |      |      | 1            |
|            | (4.5) QC、TQC活動を行っている                            |                   | 活動記録など                 |        |      |      | 1            |
|            | (4.6) 品質関連表彰を受けたことがある                           |                   | 表彰状などの写し               |        |      |      | 1            |
|            | 【その他注目すべき取組み】                                   | 1                 |                        |        |      |      | 1            |
| 5 雇用・労働安全  | (5.1) 関連の認証や認定を取得している                           |                   | 認定証の写し                 | 任意     | 7P以上 | 1    | 1            |
|            | (5.2) 雇用や労働安全に関する表彰を受けたことがある                    |                   | 表彰状の写し                 |        |      |      | 1            |
|            | (5.3) 20年存立                                     |                   | 会社案内、設立年月日がわかるもの       |        |      |      | 1            |
|            | (5.4) 人事評価制度を文書化している                            |                   | 制度が文書化されたもの            |        |      |      | 1            |
|            | (5.5) 介護支援制度がある                                 |                   | 制度が文書化されたもの            |        |      |      | 1            |
|            | (5.6) 出産育児支援制度がある                               |                   | 制度が文書化されたもの            |        |      |      | 1            |
|            | (5.7) 高齢者を積極的に雇用している                            |                   | 記録                     |        |      |      | 1            |
|            | (5.8) 障害者を積極的に雇用している                            |                   | 記録                     |        |      |      | 1            |
|            | (5.9) 男女共同参画推進規程がある                             |                   | 規程                     |        |      |      | 1            |
|            | (5.10) 女性管理職推奨規程がある                             |                   | 規程                     |        |      |      | 1            |
|            | (5.11) ワークライフバランスの推進                            |                   | 活動記録(ノー残業デー、全社一斉有給休暇等) |        |      |      | 1            |
|            | (5.12) 健康相談窓口を設置している                            |                   | 組織図等                   |        |      |      | 1            |
|            | (5.13) 労働相談窓口を設置している                            |                   | 組織図等                   |        |      |      | 1            |
|            | (5.14) 窓口で専門職を置いている、もしくは外部専門家(弁護士、社労士等)と契約している。 |                   | 契約書など                  |        |      |      | 1            |
|            | (5.15) 雇用・労働安全に関する教育を行っている。                     |                   | 教育実施記録                 |        |      |      | 1            |
|            | (5.16) 在宅ワーカーとの間で契約を結んでいる                       |                   | 契約書など                  |        |      |      | 1            |
|            | (5.17) 法定以外の健康診断等を会社負担にて受診する機会を社員に提供している。       |                   | 実施記録など                 |        |      |      | 1            |
|            | (5.18) 過去3年間労働災害が発生していない                        |                   | 宣言書(所定様式の原本使用)         |        |      |      | 1            |
|            | (5.19) 過去3年間、会社都合による退職がない                       |                   | 宣言書(所定様式の原本使用)         |        |      |      | 1            |
|            | (5.20) 就業規則等の規程類が定期的に見直されている                    |                   | 規程、見直し実施記録など           |        |      |      | 1            |
|            | 【その他注目すべき取組み】                                   | 1                 |                        |        |      |      | 1            |
|            |                                                 | 2                 |                        |        |      |      | 1            |

働安全」、「財務・業務」「社会貢献・地域志向」

|   |                |        |                          |                |       |       |        |
|---|----------------|--------|--------------------------|----------------|-------|-------|--------|
| 6 | 財務・業績          | (6.1)  | 関連の認定・認証を取得している          | 認定証の写し         | 任意    | 3 P以上 | 1      |
|   |                | (6.2)  | 関連の表彰を受けたことがある           | 表彰状の写し         |       |       | 1      |
|   |                | (6.3)  | 3期連続黒字である                | 決算書(直近の3期分)    |       |       | 1      |
|   |                | (6.4)  | 出納担当者と帳簿作成担当者を分離している     | 組織図等           |       |       | 1      |
|   |                | (6.5)  | 毎期予算を作成している              | 予算書(直近の1期分)    |       |       | 1      |
|   |                | (6.6)  | 発生主義月次決算をしている            | 試算表(直近のもの)     |       |       | 1      |
|   |                | (6.7)  | 外部専門家(財務コンサルタント等)と契約している | 契約書など          |       |       | 1      |
|   |                | (6.8)  | 管理職が収支状況を把握している          | 議事録、管理職の宣言書など  |       |       | 1      |
|   |                | (6.9)  | 不祥事発生時取締役の再任不可規程がある      | 規程、株主総会定款など    |       |       | 1      |
|   |                | (6.10) | 受注販売管理システム(MIS等)を導入している。 | PC画面のコピーなど     |       |       | 1      |
|   |                | (6.11) | SPD(社会的責任投資)を実施している      | 投資先の会社概要、証書の写し |       |       | 1      |
|   |                | (6.12) | 【その他注目すべき取組み】            | 1<br>2         |       |       | 1<br>1 |
| 7 | 社会貢献・地域志向      | (7.1)  | 関連の認定・認証を取得している          | 認定証の写し         | 全項目必須 | 任意    | 1      |
|   |                | (7.2)  | 関連の表彰を受けたことがある           | 表彰状の写し         |       |       | 1      |
|   |                | (7.3)  | 製品・サービスにおいて地域を意識している     | 製品・活動記録など      |       |       | 1      |
|   |                | (7.4)  | 顧客・取引先を地域から選択            | 規程など           |       |       | 1      |
|   |                | (7.5)  | 事業の中でまちづくりに参加している        | 活動記録など         |       |       | 1      |
|   |                | (7.6)  | 会社としてボランティア活動をしている       | 活動記録など         |       |       | 1      |
|   |                | (7.7)  | 地域に寄付をしている               | 領収証、記録など       |       |       | 1      |
|   |                | (7.8)  | 文化事業等を支援・推進している          | 活動記録など         |       |       | 1      |
|   |                | (7.9)  | 社会見学、工場見学を積極的に受け入れている    | 記録など           |       |       | 1      |
|   |                | (7.10) | インターンシップを受け入れている         | 記録など           |       |       | 1      |
|   |                | (7.11) | 【その他注目すべき取組み】            | 1<br>2         |       |       | 1<br>1 |
| 8 | 情報開示・コミュニケーション | (8.1)  | 関連の認定・認証を取得している          | 認定証の写し         | 任意    | 3 P以上 | 1      |
|   |                | (8.2)  | 関連の表彰を受けたことがある           | 表彰状の写し         |       |       | 1      |
|   |                | (8.3)  | 顧客対応専門の窓口を設置している         | 組織図等           |       |       | 1      |
|   |                | (8.4)  | 顧客対応専門の担当者を配置している        | 組織図等           |       |       | 1      |
|   |                | (8.5)  | ステークホルダーの自社に対する評価を調査している | 調査結果、報告書など     |       |       | 1      |
|   |                | (8.6)  | 外部委託先の評価をしている            | 記録など           |       |       | 1      |
|   |                | (8.7)  | 顧客対応教育・訓練を行っている。         | 教育実施記録         |       |       | 1      |
|   |                | (8.8)  | 情報開示を積極的にやっている。          | 宣言書(所定様式の原本使用) |       |       | 1      |
|   |                | (8.9)  | CSR報告書を出している(取組状況を一般に開示) | CSR報告書         |       |       | 1      |
|   |                | (8.10) | 【その他注目すべき取組み】            | 1<br>2         |       |       | 1<br>1 |

【注意事項】

※ワンスター認定は、全印工連が定めるCSRの取り組みチェック項目のワンスター認定規格に基づいた認定であり、書類審査のみを実施。ワンスター認定規格は、印刷物やホームページなどにワンスターの認定マークを表示することができる。

※ワンスター認定の登録後は、ツースター認定を申請することができる。ツースター認定は、書類審査および現地審査を実施する。

※ツースター認定の申請には、ワンスター認定登録、スリースター認定の申請にはツースター認定登録のそれぞれ下位認定登録が申請の条件となる。

愛知県印刷技能検定使用機種

# OLIVER 466SD

菊半裁4色印刷機

LED-UV搭載可能

最高印刷速度16,100回転

高品位印刷を実現する倍径圧筒、  
逆くの字調配列を採用した  
正菊半サイズの省スペース機

大好評! オリバー-SD/SDPシリーズ 菊半裁・四六半裁・菊全判の3機種



製品・販売・サービスについて、お気軽にお問い合わせください

## Sakurai

株式会社 桜井グラフィックシステムズ

TEL: 052-3643-1131 (FAX: 052-3643-1138)

中部営業所  
〒501-3733 岐阜県高津市3951  
TEL: 0575-35-2551 (FAX: 0575-35-2881)

大阪営業所  
〒532-0012 大阪市淀川区木場3-5-31  
TEL: 06-6308-6651 (FAX: 06-6308-6679)

九州営業所  
〒810-0001 福岡市中央区天神5-5-8  
TEL: 092-741-2672 (FAX: 092-741-2670)

岐阜工場  
〒501-3733 岐阜県高津市3951  
TEL: 0575-33-1260 (FAX: 0575-33-3146)

ISO 9001:2015 認証取得  
ISO 14001:2015 認証取得

## 愛知労働局からのお知らせ

### 「陸上貨物輸送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」策定

#### 陸運業における荷役作業時の労働災害減少を目指し

フォークリフト、ロールボックスパレットによる労働災害の防止対策

愛知労働局では、陸上貨物事業（以下、「陸運業」）における労働災害防止対策について取り組んでいます。当局管内の陸運業における災害発生状況をみると、休業4日以上死傷者数は全産業の14%を占め、そのうち、交通労働災害は約6%であるのに対し、荷役作業時の労働災害は約70%となっています。この荷役作業の安全確保と労働災害を減少させるため、このほど、「陸上貨物輸送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を新たに策定しました。

ガイドラインは、安全衛生管理体制の確立、荷役作業における労働災害防止措置、荷役作業の安全衛生教育の実施、陸運事業者と荷主などとの連絡調整、自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置、陸運事業者間で業務請負などを行う場合の措置、などを柱とし、労働災害の防止対策、荷役作業の安全衛生教育などが具体的にまとめられています。詳細については労働局のガイドラインを参照していただくこととし、ここでは身近な作業であるフォークリフトとロールボックスパレットにおける労働災害防止対策について紹介してみます。

#### 〈フォークリフトによる労働災害の防止対策〉

- ①フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせる。
- ②所有するフォークリフトの定期自主検査を実施する。
- ③作業計画を作成する。
- ④労働者が複数で荷役作業を行う場合は作業指揮者を配置する。
- ⑤フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に次の事

項を遵守させる－1)フォークリフトの用途外使用（人の昇降など）をしない、2)荷崩れ防止措置を行う、3)シートベルトを着用、4)フォークリフトを停止したときは逸走防止措置を確実に行う、5)運転席から身を乗り出さない、墜落防止措置を講じる、6)急停止・急旋回を行わない、7)荷役作業場の制限速度を遵守する、8)バック走行時には後方（進行報告）確認を徹底する、9)フォークに荷を載せての前進時には前方（荷の死角）確認をする、10)構内を通行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触を防ぐため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰などから飛び出さない。

⑥構内におけるフォークリフト使用ルール（制限速度、安全通路など）を定め、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示する。

⑦通路の死角部分へのミラー設置などを行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知する。

⑧フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分する。

#### 〈ロールボックスパレットによる労働災害の防止対策〉

①ロールボックスパレットなどに激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き脚部にプロテクターを装着する。

②ロールボックスパレットなどを移動させる場合は、前方に押して動かすこと。

③トラックの荷台からロールボックスパレットなどを引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業する。

④ロールボックスパレットなどを荷台からテーブルゲートリフターに移動する場合は、テーブルゲートリフターノストッパーが出ていることを確認する。

⑤見通しの悪い場所については一時停止して確認するか声をかける。

⑥停止するときやカーブを曲がる場合は、2メートル前から減速する。

⑦重量が重いロールボックスパレットなどは2人で押す。

⑧荷台のロールボックスパレットなどは、貨物自動車を運行している際に動かないようラッシングベルトなどで確実に固定する。

▼問合せ＝愛知労働局労働基準部安全課052(972)0255  
（なお、安全対策ガイドラインの全文については、愛知労働局ホームページから検索して下さい）

**カラーもモノクロもページもの印刷得意です**

◎厚紙印刷菊全4色0.8mmまで可  
◎PP貼のみの仕事引き受けます

**データから印刷・製本・発送まで自社一貫体制**

**大日印刷株式会社**  
☎0564-62-8461 代 ☎  
FAX0564-62-8463

●印刷機械  
●製版機械  
●製本機械  
●DTP関連機  
●印刷諸材料  
●データ制作  
●オンデマンド印刷  
●データ出力

お役に立てる  
印刷関連  
総合商社

120余年の伝統に  
培われた信頼と  
先進の  
テクノロジー

**株式会社 盛功社**  
〒461-0014 名古屋市中区栄3丁目17番地  
TEL 052-932-5611 FAX 052-931-0290  
<http://seikoshinetsu.jp/>



# 安全データシートの簡単な見方

印刷作業現場の担当者を対象に解説

GHS区分とシンボル・危険有害性情報一覧

| 危険有害性情報          | GHS区分                               |                                     |                                                |                              |                       |
|------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------|-----------------------|
| 引火性液体            | 区分1<br>極めて引火性の高い液体<br>及び蒸気          | 区分2<br>引火性の高い液体及び蒸気                 | 区分3<br>引火性液体<br>及び蒸気                           | 区分4<br>可燃性液体                 |                       |
| 急性毒性（経口）         | 区分1<br>飲み込むと生命に危険                   | 区分2<br>飲み込むと生命に危険                   | 区分3<br>飲み込むと有毒                                 | 区分4<br>飲み込むと有害               | 区分5<br>飲み込むと有害のおそれ    |
| 急性毒性（経皮）         | 区分1<br>皮膚に接触すると生命に危険                | 区分2<br>皮膚に接触すると生命に危険                | 区分3<br>皮膚に接触すると有害                              | 区分4<br>皮膚に接触すると有害            | 区分5<br>皮膚に接触すると有害のおそれ |
| 急性毒性（吸入：気体）      | 区分1<br>吸入すると生命に危険                   | 区分2<br>吸入すると生命に危険                   | 区分3<br>吸入すると有害                                 | 区分4<br>吸入すると有害               | 区分5<br>吸入すると有害のおそれ    |
| 急性毒性（吸入：蒸気）      | 区分1<br>吸入すると生命に危険                   | 区分2<br>吸入すると生命に危険                   | 区分3<br>吸入すると有害                                 | 区分4<br>吸入すると有害               | 区分5<br>吸入すると有害のおそれ    |
| 急性毒性（吸入：粉塵及びミスト） | 区分1<br>吸入すると生命に危険                   | 区分2<br>吸入すると生命に危険                   | 区分3<br>吸入すると有害                                 | 区分4<br>吸入すると有害               | 区分5<br>吸入すると有害のおそれ    |
| 皮膚腐食性・刺激性        | 区分1A<br>重篤な皮膚の腐蝕・目の損傷               | 区分1B<br>重篤な皮膚の腐蝕・目の損傷               | 区分1C<br>重篤な皮膚の腐蝕・目の損傷                          | 区分2<br>皮膚刺激                  | 区分3<br>軽度の皮膚刺激        |
| 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性  | 区分1<br>重篤な眼の損傷                      | 区分2A<br>重篤な眼の損傷                     | 区分2B<br>重篤な眼の損傷                                | 区分3<br>軽度の眼刺激                |                       |
| 呼吸器感作性           | 区分1A<br>吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ | 区分1B<br>吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ | 区分2<br>吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ             |                              |                       |
| 皮膚感作性            | 区分1A<br>アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ           | 区分1B<br>アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ           | 区分2<br>アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ                       |                              |                       |
| 生殖細胞変異原性         | 区分1A<br>遺伝性疾患のおそれ                   | 区分1B<br>遺伝性疾患のおそれ                   | 区分2<br>遺伝性疾患のおそれの低い                            |                              |                       |
| 発がん性             | 区分1A<br>発がんのおそれ                     | 区分1B<br>発がんのおそれ                     | 区分2<br>発がんのおそれの低い                              |                              |                       |
| 生殖毒性             | 区分1A<br>生殖細胞または胎児への発育への有害影響のおそれ     | 区分1B<br>生殖細胞または胎児への発育への有害影響のおそれ     | 区分2<br>生殖細胞または胎児への発育への有害影響のおそれの低い              | 授乳通知区分<br>授乳中の子に有害な影響をおそれ    |                       |
| 特定の臓器（単回ばく露）     | 区分1<br>臓器の障害                        | 区分2<br>臓器の障害                        | 区分3<br>（気道刺激性・呼吸器への刺激のおそれまたは皮膚刺激性・呼吸器への刺激のおそれ） |                              |                       |
| 特定の臓器（反復ばく露）     | 区分1<br>長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害      | 区分2<br>長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害      | 区分3<br>長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害                 |                              |                       |
| 吸入性呼吸器有害性        | 区分1<br>飲み込んで気道に吸入すると生命に危険のおそれ       | 区分2<br>飲み込んで気道に吸入すると有害のおそれ          | 区分3<br>飲み込んで気道に吸入すると有害のおそれ                     |                              |                       |
| 水生環境有害性（急性）      | 区分1<br>水生生物に非常に高い毒性                 | 区分2<br>水生生物に高い毒性                    | 区分3<br>水生生物に有害                                 |                              |                       |
| 水生環境有害性（慢性）      | 区分1<br>長期継続的影響により水生生物に非常に高い毒性       | 区分2<br>長期継続的影響により水生生物に高い毒性          | 区分3<br>長期継続的影響により水生生物に有害                       | 区分4<br>長期継続的影響により水生生物に有害のおそれ |                       |

印刷インキ工業連合会の製品安全専門委員会は、「安全データシートの簡単な見方・解説～印刷インキを使用する現場での注意事項～」を作成し公開した。

安全データシート（SDS）は、危険・有害な化学物質などを含む製品の取り扱い上の注意点を記した情報伝達シートである。公開された手引書は、印刷会社に従事している印刷作業場の担当者を対象にSDSに記載されている各項目の内容について分かりやすく解説している。（現在、国連が提唱しているGHSという書式で記述）

同連合会では、「印刷インキに関する自主規制（NL規制）改定第1版」を制定し印刷インキとして好ましくない原料の使用を禁止しているが、NL規制に準拠した印刷インキであっても「健康・環境への影響がある成分」や「引火の恐れがある成分」（有機溶剤など）を含有している製品がある。有害性情報や取り扱い保管上の注意などをSDSで確認のうえ、有機則、消防法などの法令に従い使用することを促している。また、各製品の情報について、不明な点はSDSに記載されている連絡先に問い合わせをすることを進めている。

さらに、現在使用中の製品あるいは始めて使用する製品の情報について、まずはメーカーからSDSを入手し、その情報内容を参考として職場の実態にあった適切な取り扱いを行うことが大切である、としている。

〈分類・内容〉

・区分1～4 数字が小さいほうが危険・有害性が高い。1（危険）⇔4（比較的安全）

・区分外 数字で表示される区分より安全性が高い。

・分類できない 分類に有効なデータが無く、有害なのか安全なのか分からない。

・分類が対象 この項目には無関係な製品。

ラベル要素（絵表示・注意喚起語・危険有害情報・注意書き）は、GHS分類結果に応じて自動的に決まる。代表的絵表示には、炎マーク・どくろマーク・人体マーク・環境マーク・腐食マーク・感嘆符マークなどが挙げられる。

紙でご愛顧65年

印刷用紙専門商社

**メイカミ**

名古屋紙商事株式会社

社長 長谷川 志

名古屋市中区主税町4-63 〒461-0018  
TEL.052-931-2221(代) FAX.052-932-1418  
豊田加工センター 豊田西春日井郡豊山町豊場  
TEL(0568)28-2049

印刷用資材に使用されている主な絵表示

|  |                                           |  |                                  |
|--|-------------------------------------------|--|----------------------------------|
|  | 引火性の高い液体、蒸気<br>(区分1, 2は特に引火性が高いので静電気にも注意) |  | 急性毒性<br>(飲み込んだときや皮膚に付いた際の即効性の毒性) |
|  | 皮膚腐食性・目の損傷                                |  | 健康有害性<br>(生殖毒性、発ガン、特定の臓器の障害など)   |
|  | 腐食マーク                                     |  | 人体マーク                            |
|  | 水生生物に対する有害性                               |  | 危険・有害性は低いリスクがある場合に表示             |
|  | 環境マーク                                     |  | 感嘆符マーク                           |

平成23年 産業中分類 製造品出荷額等（従業員4人以上の事業所）

| 業 種                   | 平成22年        |            |            | 平成23年        |            |            |
|-----------------------|--------------|------------|------------|--------------|------------|------------|
|                       | 金 額<br>(百万円) | 前年比<br>(%) | 構成比<br>(%) | 金 額<br>(百万円) | 前年比<br>(%) | 構成比<br>(%) |
| 合 計                   | 289,107,483  | 9.6        | 100.0      | 288,053,218  | ▲1.6       | 100.0      |
| 09 食料品製造業             | 24,114,367   | ▲1.4       | 8.3        | 24,196,407   | 0.3        | 8.3        |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業       | 9,413,348    | ▲3.8       | 3.3        | 9,479,381    | ▲1.4       | 3.3        |
| 11 繊維工業               | 3,799,829    | ▲2.9       | 1.3        | 3,947,222    | 4.2        | 1.4        |
| 12 木材・木製品製造業（家具を除く）   | 2,134,191    | 1.7        | 0.7        | 2,214,128    | 3.7        | 0.8        |
| 13 家具・装飾品製造業          | 1,876,290    | ▲4.9       | 0.6        | 1,792,351    | ▲4.1       | 0.6        |
| 14 パルプ・紙・紙加工品製造業      | 7,110,758    | ▲0.6       | 2.5        | 6,838,540    | ▲3.9       | 2.4        |
| 15 印刷・同関連業            | 6,044,642    | ▲2.1       | 2.1        | 5,999,430    | ▲0.8       | 2.1        |
| 16 化学工業               | 26,212,949   | ▲8.9       | 9.1        | 25,891,652   | ▲1.2       | 9.1        |
| 17 石油製品・石炭製品製造業       | 16,991,705   | 43.0       | 5.7        | 16,546,831   | 10.6       | 5.8        |
| 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） | 10,902,552   | 8.4        | 3.8        | 10,972,171   | 0.6        | 3.8        |
| 19 ゴム製品製造業            | 3,428,976    | 14.3       | 1.0        | 3,042,492    | ▲11.3      | 1.0        |
| 20 なめし革・同製品・毛皮製造業     | 361,569      | ▲7.8       | 0.1        | 365,778      | 1.2        | 0.1        |
| 21 金属・土石製品製造業         | 7,191,297    | 4.9        | 2.5        | 7,199,038    | 0.1        | 2.5        |
| 22 鉄鋼業                | 18,146,293   | 13.5       | 6.3        | 18,607,852   | 2.5        | 6.5        |
| 23 非鉄金属製造業            | 8,911,297    | 28.4       | 3.1        | 9,030,925    | 1.3        | 3.2        |
| 24 金属製品製造業            | 12,292,949   | ▲1.1       | 4.3        | 12,058,125   | ▲1.9       | 4.2        |
| 25 はん・用機械器具製造業        | 10,099,831   | 2.5        | 3.5        | 10,384,272   | 2.8        | 3.6        |
| 26 生産用機械器具製造業         | 13,445,906   | 13.6       | 4.7        | 13,531,272   | 0.6        | 4.8        |
| 27 業務用機械器具製造業         | 6,972,908    | ▲2.8       | 2.4        | 6,633,572    | ▲4.8       | 2.3        |
| 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業  | 16,433,305   | 11.7       | 5.8        | 15,660,610   | ▲4.7       | 5.5        |
| 29 電気機械器具製造業          | 15,119,685   | 10.3       | 5.2        | 15,144,549   | 0.2        | 5.2        |
| 30 情報通信機械器具製造業        | 12,584,896   | 9.8        | 4.4        | 9,796,621    | ▲22.2      | 3.4        |
| 31 輸送用機械器具製造業         | 54,213,562   | 14.9       | 18.8       | 50,484,908   | ▲6.9       | 17.7       |
| 32 その他の製造業            | 3,487,287    | ▲5.3       | 1.2        | 3,694,169    | 2.1        | 1.3        |

## ■平成23年製造業統計速報

### 「印刷・同関連業」製造品出荷額

5兆5,894億円（対前年比7.5%減）

総務省および経済産業省は、平成24年経済センサス活動調査を実施し、そのうち「製造業」に関する速報を3月22日に公表した。

速報によれば、「印刷・同関連業」（従業員4人以上の事業所）の平成23年度事業所数は、1万4,099社（前年比1.3%の増）、従業員数は28万7,177人（同4.0%減）、製造品出荷額等は5兆5,894億2,000万円で、工業統計調査における平成22年の6兆446億4,200万円に比べて7.5%減少した。また、付加価値額は2兆5,251億2,400万円（同2.2%の減）であった。現金給与総額は1兆1,639億3,100万円（同1.6%減）となった。

製造業全体（従業員10人以上の事業所）でみると、平成23年度の事業所数は12万586事業所（同3.2%減）となり、これは5年連続の減少、従業員数は679万3,480人（同3.8%減）と、こちらも4年連続の減少となっている。

製造品出荷額等は、276兆5,616億円（同2.1%減）、付加価値額は87兆2,553億円（同0.2%減）であった。

産業別にみると、事業所数は24業種中21業種が減少、従業員数は24業種中22業種が減少、製造品出荷額等は24業種中14業種が減少、付加価値額は24業種中10業種が減少した。

（平成24年経済センサス活動調査より）

加藤修氏の退任に伴い、新たに河原善高氏が就任しましたのでお知らせします。河原新事務局長は「印刷に関して全くの素人で、右も左も分からない状況ですが、印刷について知れば知るほどその奥の深さに驚きます。一刻も早く組合員の皆様のお役に立てるよう鋭意努力を重ねてまいりますので、よろしくお願い申し上げます」と、就任の抱負を語っています。今後ともよろしくお願いいたします。

■全印工連が進めておりますCSR認定制度について、その詳細を報告しました。第1回の募集がありましたが、未だCSRへの理解が希薄のような気がしております。企業の社会的責任を果たすためにも大事な制度です。Q&A、チェックシートにより、さらに認識を深めていただければと思います。

#### 訃報 一謹んでご冥福をお祈りいたしますー

■(株)サンジュ堂印刷廣中康人社長のご母堂廣中寿美子氏は4月3日ご逝去されました。告別式は4月4日蒲郡市の「ホールがまそう」で執り行われました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

■(有)恒春社印刷所鈴木祐司社長のご尊父鈴木千昭氏は4月13日ご逝去されました。告別式は4月16日豊川市の「イズモホール八幡」において執り行われました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

## 事務局だより

■事務局人事のお知らせ／前任者



あいちの印刷

No.498

平成25年 5月10日発行

発行人 木野瀬 吉孝

編集 組織・共済委員会

発行所 愛知県印刷工業組合

〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目20番12号

TEL <052> 962-5771

FAX <052> 951-0569

◆ホームページアドレス <http://www.ai-in-ko.or.jp/>

◆E-mailアドレス [jimukyoku@ai-in-ko.or.jp](mailto:jimukyoku@ai-in-ko.or.jp)